

三浦市障害者福祉計画

2024（令和6）年3月

三浦市

目 次

第1章 計画の概要	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の対象者	3
第2章 障害のある人の現状	5
(1) 三浦市の人口推移	5
(2) 身体障害者の状況	6
(3) 知的障害者の状況	9
(4) 精神障害者の状況	11
(5) 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付の状況	12
(6) 障害児の小中学校通学状況	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
(1) 基本理念	15
(2) 計画の基本方針	17
(3) 計画の基本目標	17
(4) 政策の体系	18
第4章 各種施策の具体的な方策	19
基本目標1 生活の質の向上をめざして	19
基本目標2 保健・医療サービスの充実をめざして	25
基本目標3 療育・教育環境の充実をめざして	28
基本目標4 その人らしい働き方を選べるようにするために	32
基本目標5 暮らしやすいまちにするために	35
基本目標6 差別解消・権利擁護システムの推進をめざして	38
基本目標7 施策相互の連携を図るために	41

第5章 数値目標	43
(1) 施設入所者の地域生活への移行	43
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	43
(3) 地域生活支援の充実	44
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	45
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	45
(6) 相談支援体制の充実・強化等	46
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	47
第6章 見込量	49
(1) 障害福祉サービス等の概要	49
(2) 障害児支援の概要	52
(3) 地域生活支援事業の概要	53
(4) 障害福祉サービス等の見込量	54
(5) 障害児通所支援等の見込量	60
(6) 地域生活支援事業の見込量	62
(7) その他	69
第7章 計画の推進体制	75
(1) 各主体の役割	75
(2) 全庁的な推進体制の整備	75
(3) 計画の進行管理及び点検・評価	75
資料編	77
三浦市障害者福祉計画推進懇談会に関する要綱	78
三浦市障害者福祉計画推進懇談会構成員名簿	80
三浦市障害者福祉計画推進懇談会経過	81
パブリックコメントの実施結果	82

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

三浦市では、2001（平成13）年3月に障害者基本法に基づく「障害者計画」として「三浦市障害者福祉計画」を策定し障害者福祉施策を進めてきました。その後、2003（平成15）年4月からは行政の責任でサービスを提供する「措置制度」から利用者が契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」に移行しました。そして、2006（平成18）年4月には、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障害種別ごとに異なって提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを定めた「障害者自立支援法」が施行されました。2013（平成25）年4月には、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。また、障害のある人が障害を理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる社会にしていこうことを目的に2023（令和5）年4月には、神奈川県により「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」が制定されました。

これまで、三浦市では、障害のある人の状況やニーズの変化に対応し、障害の有無に関らず、誰もが安心して豊かに暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、2007（平成19）年3月に障害者基本法に基づく障害者施策全般に関する基本的な計画である「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの確保に関する「障害福祉計画」を併せた「三浦市障害者福祉計画」を策定し、その後は改定を重ねて障害者施策の推進に取り組んできました。

また、2018（平成30）年3月には、新たに児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を含む「三浦市障害者福祉計画」を策定しました。

このたび、「障害者計画」、「障害福祉計画」（第6期）及び「障害児福祉計画」（第4期）が計画期間を終了することから、国や県などの動向や障害者制度の改革の動きを反映し、政策を見直し、「三浦市障害者福祉計画」を2024（令和6）年3月に策定しました。

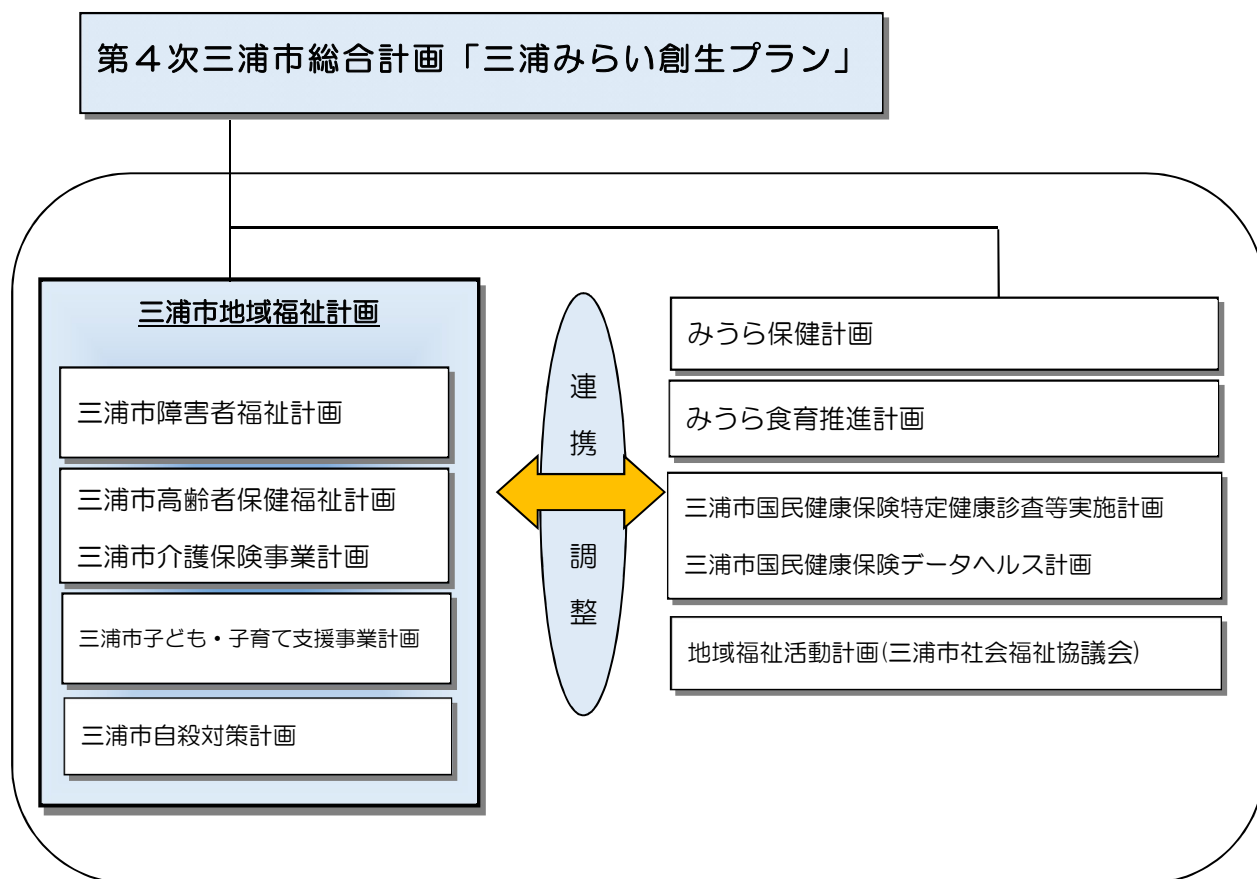
(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者政策全般に関する基本的な考え方や方向性を定める計画です。

また、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」については、障害福祉サービスの確保や見込量に関して一体のものとして策定しています。(第5章及び第6章)

計画の策定にあたっては、「第4次三浦市総合計画(三浦みらい創生プラン)」や関連する他の計画と相互に連携し、整合性を図りました。

< 関連する他の計画とのイメージ図 >



(3) 計画の期間

障害者計画の期間は6年間（2024（令和6）年度から2029（令和11）年度）とします。

第5章及び第6章の障害福祉計画及び障害児福祉計画は2024（令和6）年3月に改定し、期間は3年間（2024（令和6）年度から2026（令和8）年度）とします。なお、国の障害者政策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
障害者計画（2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）					
障害福祉計画（第7期）			障害福祉計画（第8期）		
障害児福祉計画（第3期）			障害児福祉計画（第4期）		
		<u>【見直し】</u>			<u>【見直し】</u>

(4) 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条で規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた政策を推進します。

(このページは、空白です)

第2章 障害のある人の現状

(1) 三浦市の人口推移

本市の人口構造の現状として、国勢調査による年齢（3区分）別人口の推移は次のとおりです。総人口は、1995（平成7）年をピークに減少傾向にあります。

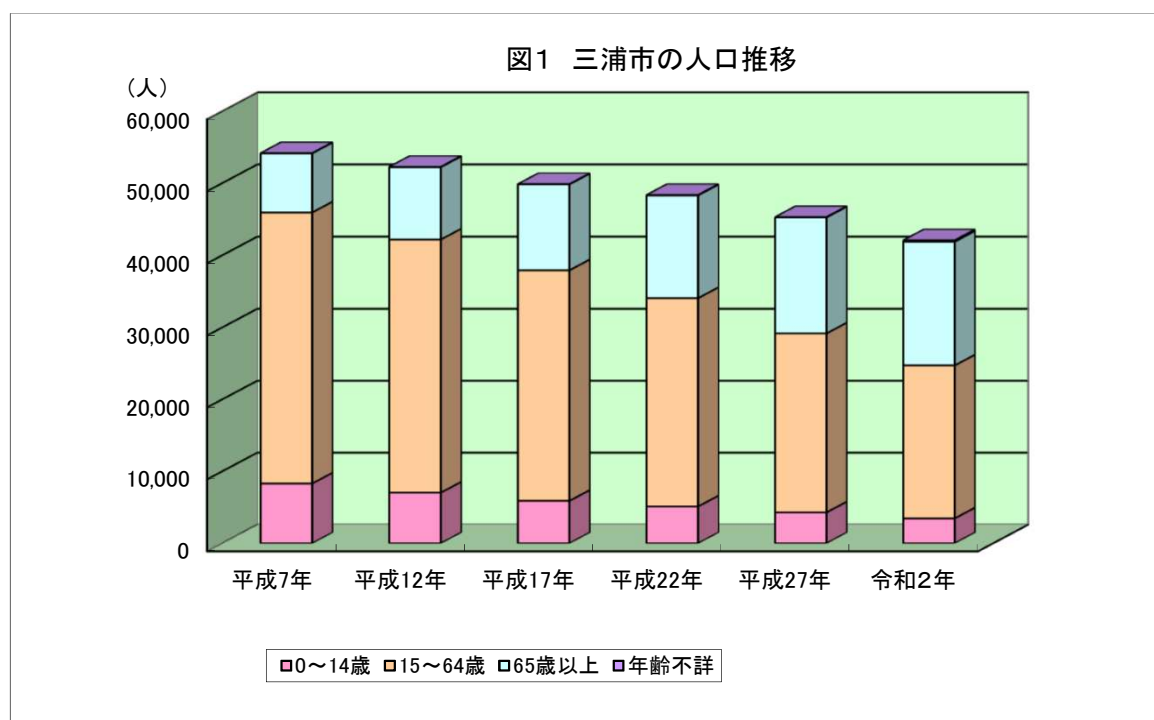
年齢区別では、年少人口（0～14歳）は減少し、生産年齢人口（15～64歳）も1995（平成7）年を境に減少しておりますが、老年人口（65歳以上）は増加しています。

表1 三浦市の人口推移

（単位：人）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	8,324	7,054	5,915	5,132	4,301	3,472
15～64歳	37,633	35,151	32,032	28,953	24,885	21,264
65歳以上	8,191	10,030	11,903	14,238	16,081	17,158
年齢不詳	4	18	11	29	22	175
総人口	54,152	52,253	49,861	48,352	45,289	42,069

※各年10月1日現在の国勢調査の人口です。



(2) 身体障害者の状況

①身体障害者手帳の保持者数推移

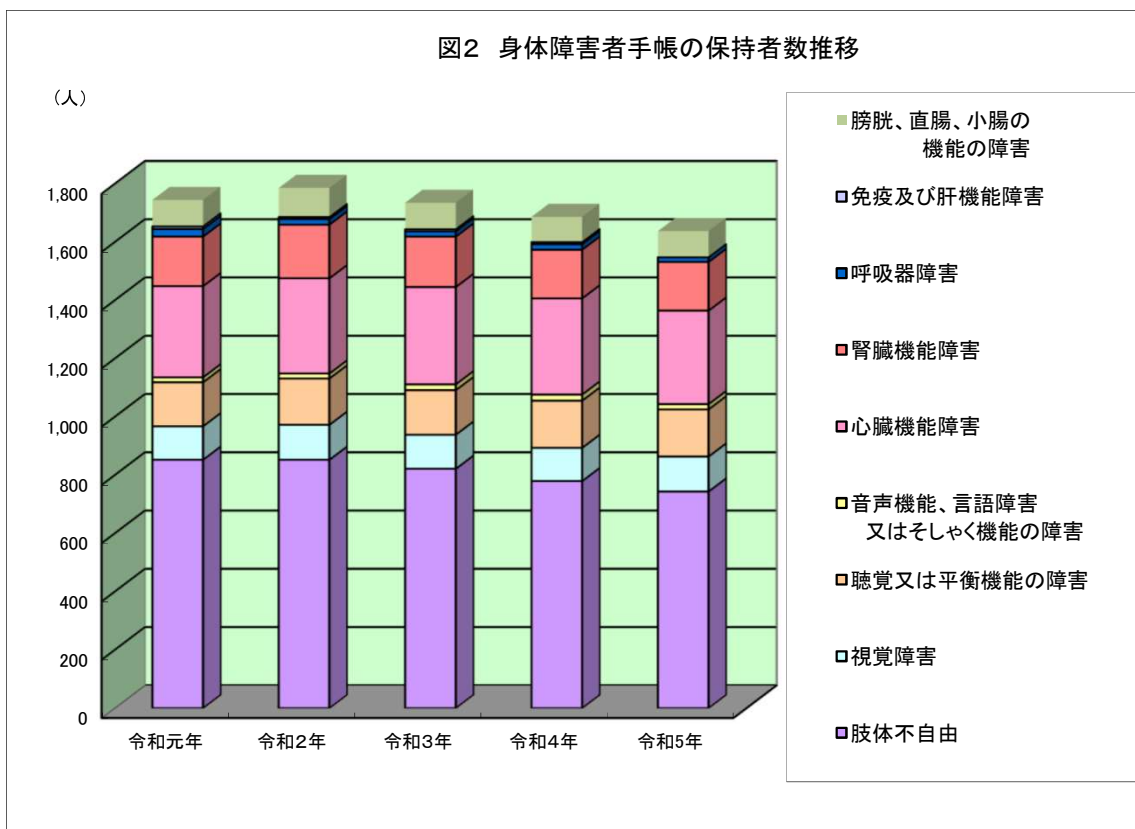
身体障害者手帳の保持者数は、2023（令和5）年4月1日現在1,642人です。

また、障害区分別に見ると、肢体不自由が最も多く744人で全体の約45%ですが、2019（令和元）年と比較して109人減少しています。心臓機能障害が2番目に多く321人で全体の約20%です。この2つの障害で、全体の約3分の2となります。

表2 身体障害者手帳の保持者数推移（各年4月1日現在、単位：人）

障害区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
肢体不自由	853	853	822	780	744
視覚障害	115	120	117	114	120
聴覚又は平衡機能の障害	151	159	153	162	162
音声機能、言語障害 又はそしゃく機能の障害	17	17	20	21	18
心臓機能障害	313	327	334	330	321
腎臓機能障害	170	184	173	167	167
呼吸器障害	26	19	18	19	16
免疫及び肝機能障害	9	7	7	7	4
膀胱、直腸、小腸の 機能の障害	91	100	91	87	90
合 計	1,745	1,786	1,735	1,687	1,642

図2 身体障害者手帳の保持者数推移



②障害区分別・等級別人数

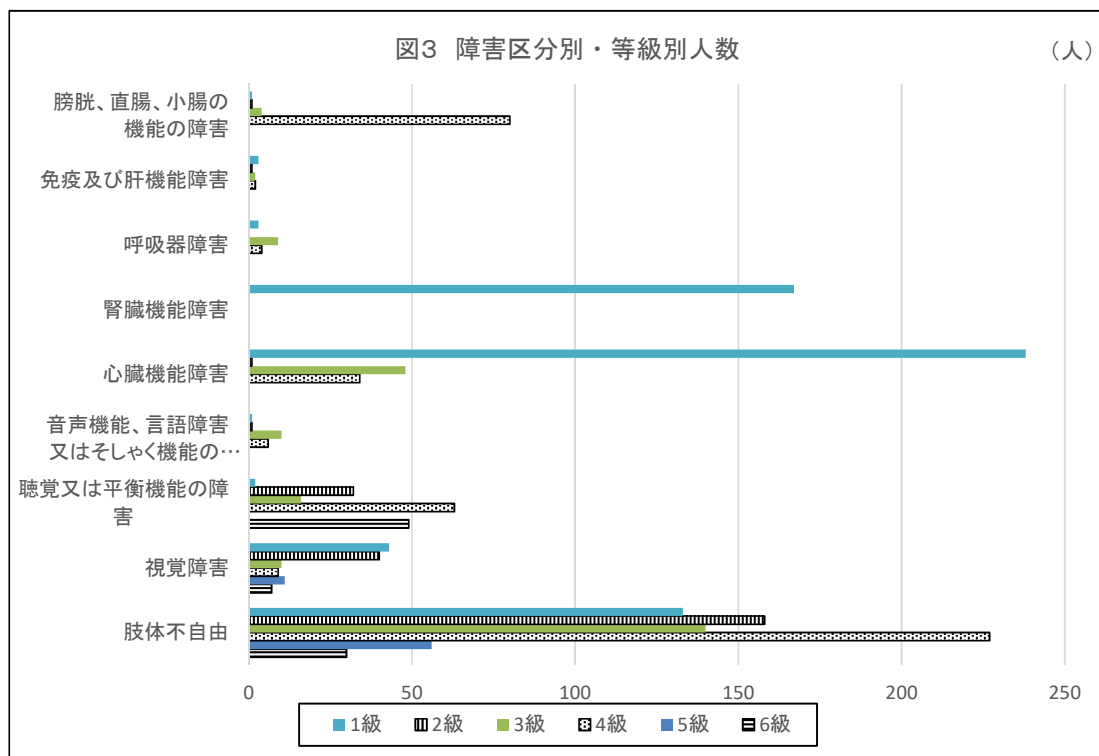
2023（令和5）年4月1日現在の手帳保持者を見ると、全体では1級及び2級の重度障害が約50%で、手帳所持者の半数以上を占めています。

また、内部障害（※）では、1級が約69%を占めています。

表3 障害区分・等級別人数

（単位：人）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
肢体不自由	133	158	140	227	56	30	744
視覚障害	43	40	10	9	11	7	120
聴覚又は平衡機能の障害	2	32	16	63	0	49	162
音声機能、言語障害 又はそしゃく機能の障害	1	1	10	6	0	0	18
心臓機能障害	238	1	48	34	0	0	321
腎臓機能障害	167	0	0	0	0	0	167
呼吸器障害	3	0	9	4	0	0	16
免疫及び肝機能障害	3	1	2	2	0	0	8
膀胱、直腸、小腸の 機能の障害	1	1	4	80	0	0	86
合計	591	234	239	425	67	86	1,642



※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、免疫及び肝臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害を指します。

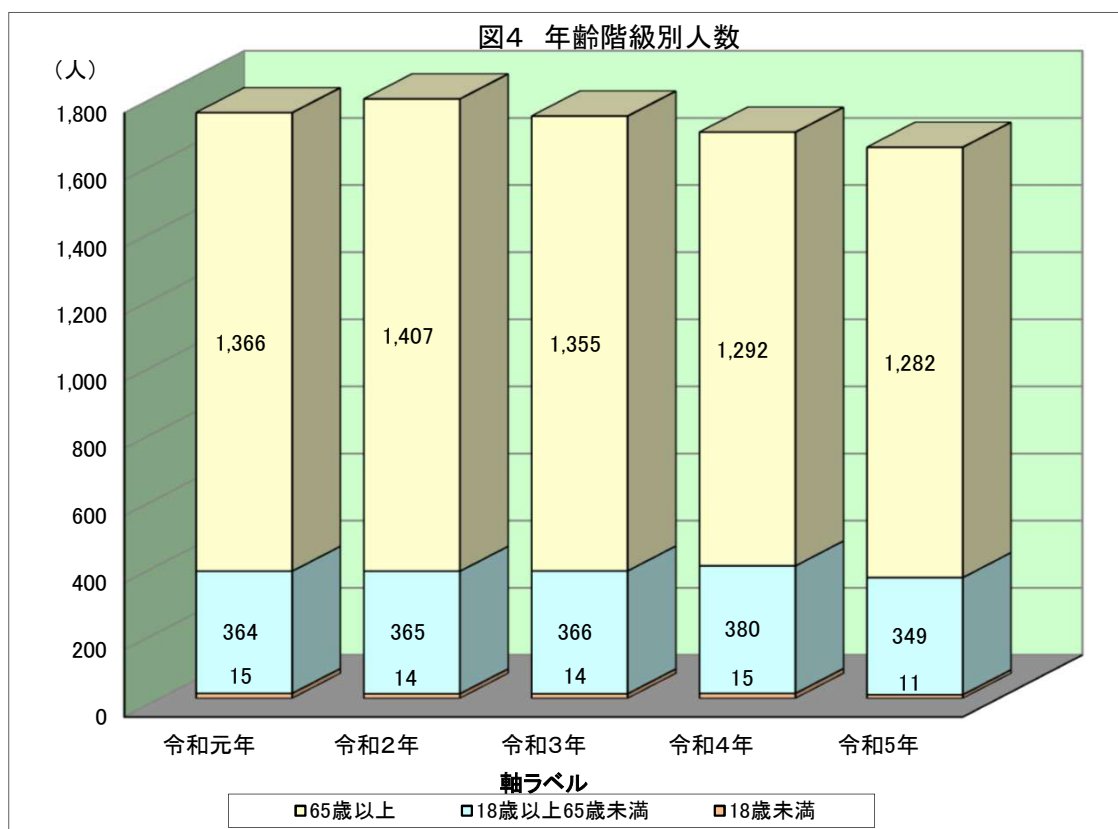
③年齢階級別人数

身体障害者手帳保持者の年齢階級別人数を見ると、全体のうち65歳以上の占める割合が最も多く、2023（令和5）年4月1日現在では約78%です。

2019（令和元）年と比較して、18歳以上65歳未満が15人減少していますが、65歳以上も84人減少しています。

表4 年齢階級別人数 (各年4月1日現在、単位：人)

年齢階級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	15	14	14	15	11
18歳以上65歳未満	364	365	366	380	349
65歳以上	1,366	1,407	1,355	1,292	1,282
合 計	1,745	1,786	1,735	1,687	1,642



(3) 知的障害者の状況

①療育手帳の保持者数推移

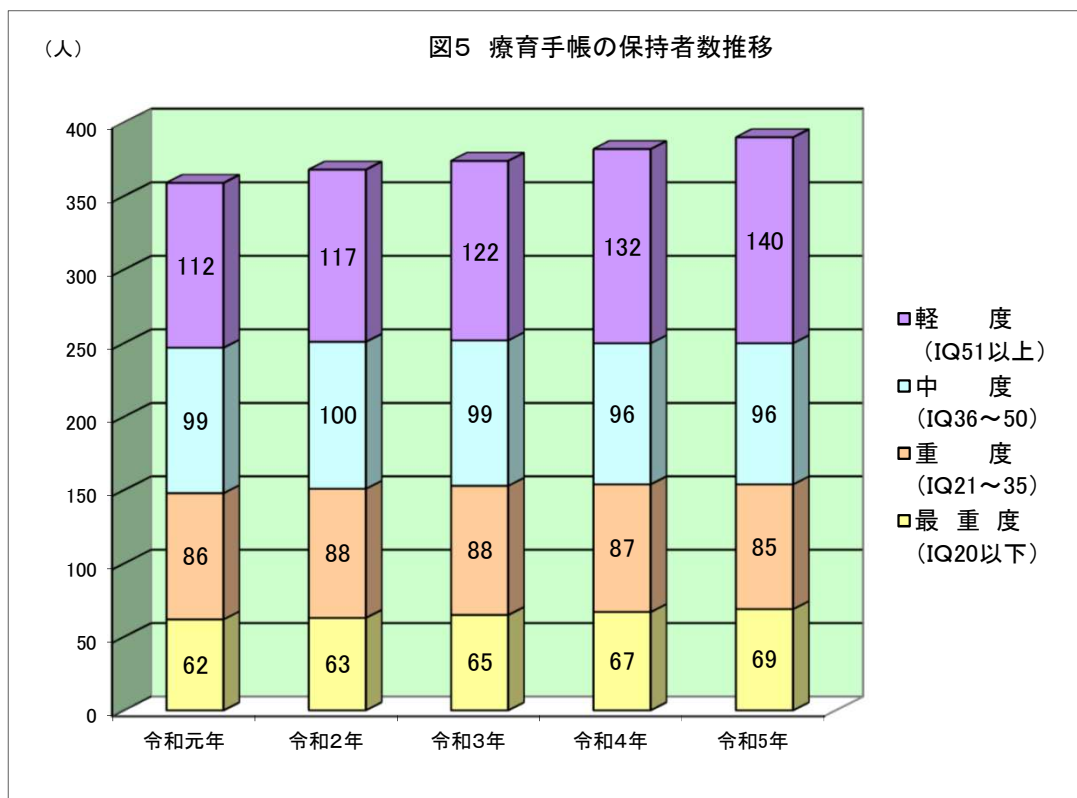
2019（令和元）年から2023（令和5）年までの推移を見ると、重度、中度はほぼ横ばいですが、最重度、軽度は増加しています。

とくに軽度は、2019（令和元）年と比較して28人増加しています。

表5 療育手帳の保持者数推移 (各年4月1日現在、単位：人)

程度区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最 重 度 (IQ20以下)	62	63	65	67	69
重 度 (IQ21~35)	86	88	88	87	85
中 度 (IQ36~50)	99	100	99	96	96
軽 度 (IQ51以上)	112	117	122	132	140
合 計	359	368	374	382	390

※ 福祉事務所に届けている人数



②程度区分別・年齢別人数

2023（令和5）年4月1日現在の手帳保持者の程度区分別、男女別、18歳未満と18歳以上の別の内訳は次のようになっています。

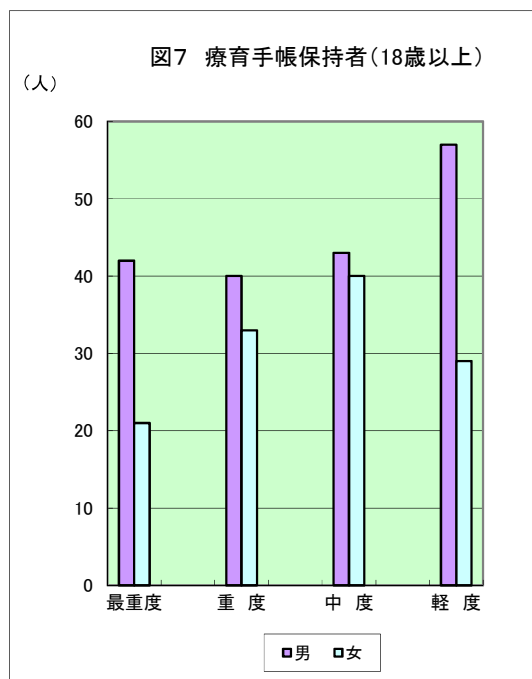
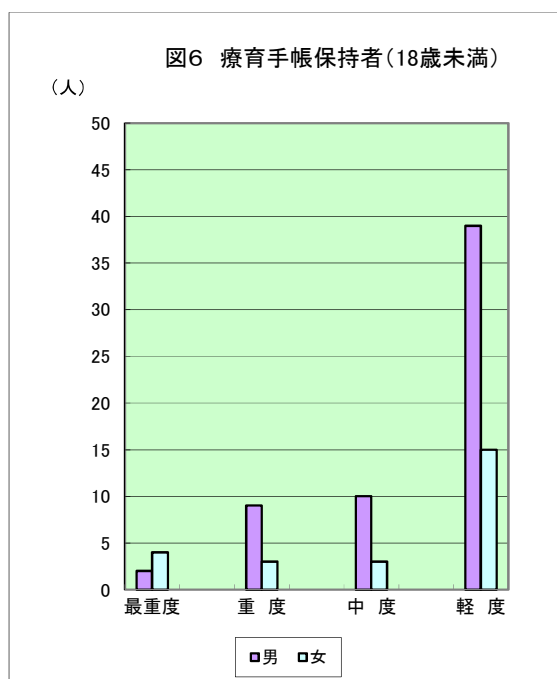
最重度と軽度では、男性の人数が女性を大きく上回っています。

表6 程度区分・年齢別人数

（単位：人）

程度区分	18歳未満			18歳以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
最重度 (IQ20以下)	2	4	6	42	21	63	44	25	69
重 度 (IQ21~35)	9	3	12	40	33	73	49	36	85
中 度 (IQ36~50)	10	3	13	43	40	83	53	43	96
軽 度 (IQ51以上)	39	15	54	57	29	86	96	44	140
合 計	60	25	85	182	123	305	242	148	390

※ 福祉事務所に届けている人数



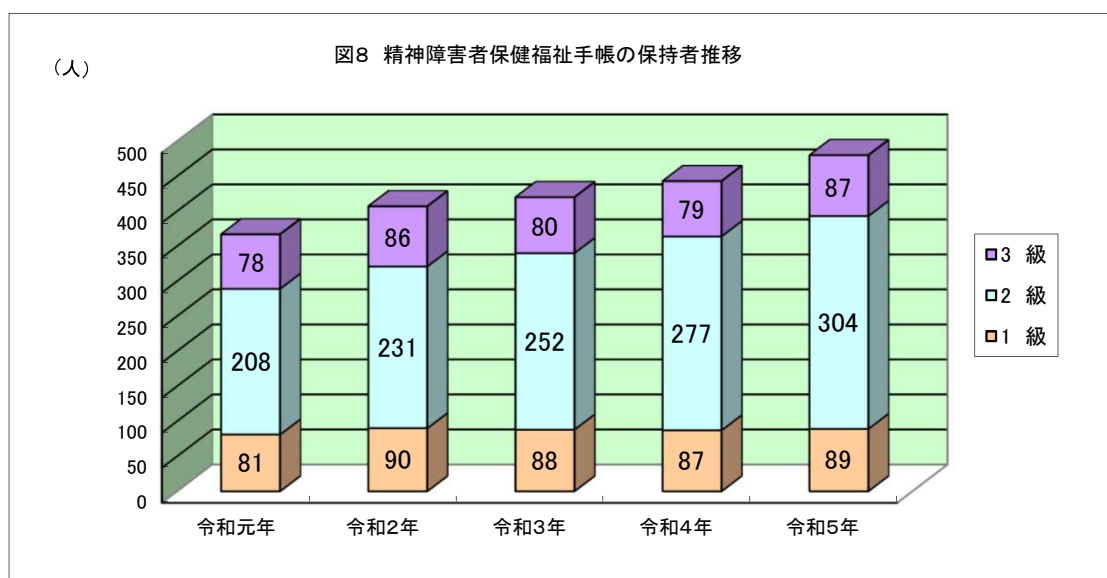
(4) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳の保持者数推移

2019（令和元）年から2023（令和5）年までの推移を見ると、全体のうち2級の占める割合が最も多く、2023（令和5）年4月1日現在では約63%です。全体的に、増加傾向にあります。

表7 精神障害者保健福祉手帳の保持者数推移（各年4月1日現在、単位：人）

等級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	81	90	88	87	89
2 級	208	231	252	277	304
3 級	78	86	80	79	87
合 計	367	407	420	443	480



②自立支援医療（精神通院）受給認定者推移

自立支援医療（精神通院）受給認定者数は次のとおりです。

増加傾向が続いており、2019（令和元）年と比較して90人増加しています。

表8 自立支援医療（精神通院）受給認定者推移（各年4月1日現在、単位：人）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療 （精神通院） 受給認定者数	744	765	881	812	834

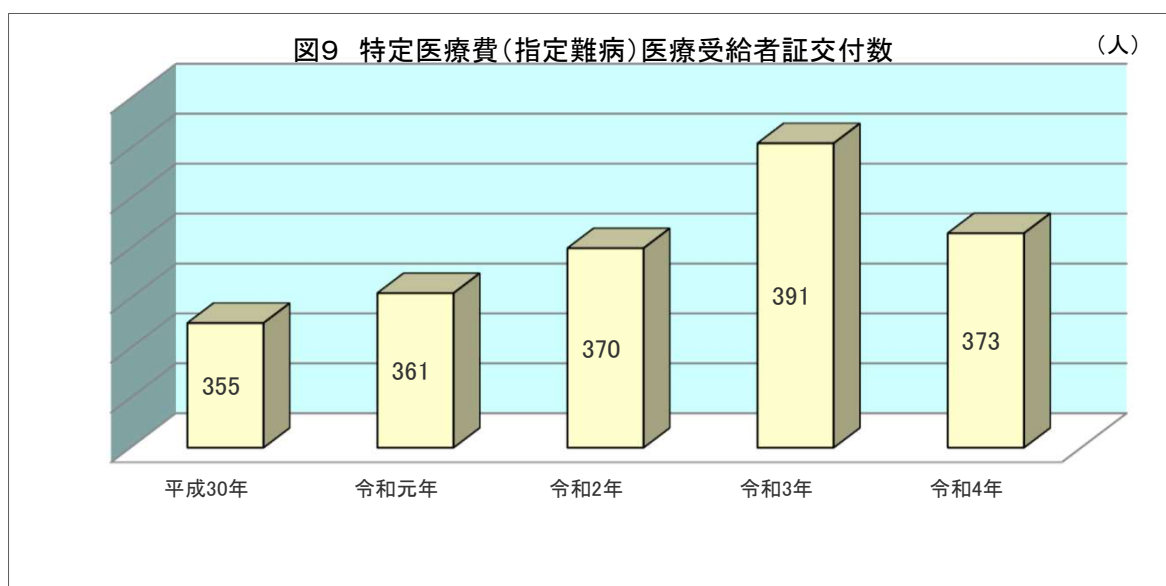
(5) 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付の状況

受給者証の交付状況は、以下のとおりです。

対象となる指定難病は、2014（平成26）年12月31日までは56種類でしたが、その後順次拡大され、2021（令和3）年11月1日現在では338疾病を指定しています。

表9 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付数（各年度末現在、単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
難病患者数	355	361	370	391	373



※2015（平成27）年1月より名称が特定疾患医療受給者証から特定医療費（指定難病）医療受給者証に変更して

(6) 障害児の小中学校通学状況

①市内の小中学校数及び特別支援学級数は次のとおりです。

表10 市内の小中学校数及び特別支援学級数

(2023(令和5)年4月1日現在)

	小学校	中学校	計
学校数	8	3	11
特別支援学級数	21	11	32

②市内小中学校の特別支援学級に通う児童生徒数は次のとおりです。

表11 市内小中学校の特別支援学級に通う児童生徒数

(2023(令和5)年4月1日現在 単位:人)

	障害種別	小学校	中学校	
市内の小中学校特別支援学級	視覚	1	0	1
	聴覚	0	1	1
	肢体不自由	1	1	2
	知的	32	28	60
	情緒	36	15	51
	病弱	3	2	5
合計		73	47	120

表12(参考) 市内小中学校の特別支援学級に通う児童生徒数(単位:人)

		小学校	中学校	計
令和4年4月1日現在	合計	68	43	111
令和3年4月1日現在		75	36	111
令和2年4月1日現在		81	32	113

③市外の特別支援学校に通う児童生徒数は次のとおりです。

表13 市外の特別支援学校に通う児童生徒数

(2023(令和5)年4月1日現在 単位:人)

学 校 名	障害種別	小学校	中学校	計
県立武山支援学校	肢体不自由	0	0	0
	知的障害	4	8	12
県立金沢支援学校	肢体不自由	0	0	0
	知的障害	0	0	0
筑波大学附属久里浜特別支援学校	知的・自閉	6	0	6
合計		10	8	18

(このページは、空白です)

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

計画の基本理念は、2001（平成13）年に策定した計画で掲げた障害のある人もそうでない人も同じように生活し、活動できる社会を目指した「ノーマライゼーション」の理念、障害者の能力障害や社会的不利を起こす諸条件の悪影響を軽減して、障害者の社会的統合を目指す「リハビリテーション」の理念、そして、障害者自らが、その能力、知識を活かして、自らに影響を及ぼす事柄に対して問題解決できる力を持つ「エンパワメント」の理念、さらに、社会的排除による孤独、孤立、摩擦等から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、包み支え合う「インクルージョン」の理念を掲げ、障害のある人の状況やニーズの変化に対応し、障害の有無に関わらず誰もが安心して豊かに健やかに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて様々な障害者福祉政策を推進してきました。

障害者の自己選択・自己決定を実現するためには、必要なさまざまな支援を、身近なところで選択して受けられるという、主体性が尊重されなければなりません。

しかし、地域社会には障害者の生活を困難にしている都市環境など物理的障壁のみならず、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう社会的障壁など、さまざまなバリアが存在しており、このバリアを取り除く必要があります。そのためには、差別解消法の普及啓発、障害者権利条約の批准などに対応した政策を充実するとともに、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、一人ひとりが考え行動することが、共生社会の実現に向けて求められています。

このことは、2023（令和5）年4月に神奈川県において策定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」にも共通する理念です。

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」は、「全ての障がい当事者が、障がいを理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、本人が望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を形作っていくためには、当事者目線の障がい福祉の理念や目的、責務等を市町村や事業者、県民と共有することが必要で

ある」という考えのもと策定されました。

今回策定する計画においても、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「エンパワメント」及び「インクルージョン」の理念のもと、国の障害者基本計画、神奈川県当事者目線の障がい福祉推進条例の基本理念もふまえ、「共生社会の実現」をめざします。

(2) 計画の基本方針

1 みんなが暮らしやすいまちづくり (すまい)

「住まい」は地域生活の前提条件で、ライフステージに応じ、多様な選択ができることが大切です。一方で、障害者は地域にあるさまざまなサービスを必要に応じ組み合わせて使うことで、初めて地域生活が可能になります。人材育成も含めた福祉基盤の構築・整備を行い、みんなが暮らしやすいまちをめざします。

2 みんなが自分らしく生き生き暮らせるまちづくり (いきがい)

障害の有無にかかわらず、働いたり余暇を楽しんだりして社会参加することは、充実した地域生活を送る上で大切です。障害者がそのライフステージや適性に応じて多様な働き方を選択できること、また余暇を楽しんだり、文化活動やスポーツに参加できることを推進し、みんなが自分らしく生き生き暮らせるまちをめざします。

3 みんなが支えあうまちづくり (ささえあい)

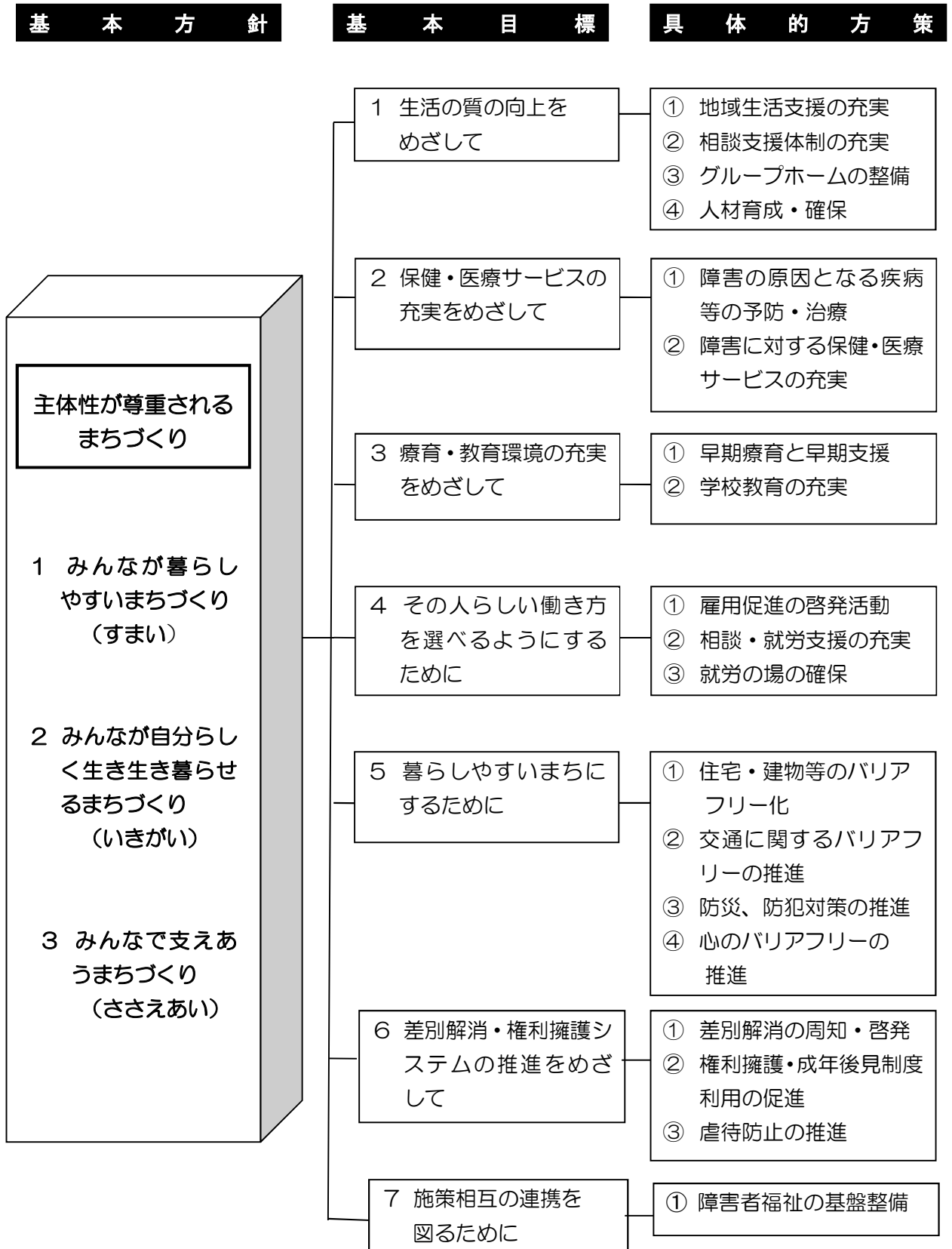
地域で生き生き暮らしていくためには、「心の居場所」があることが大切です。「心の居場所」とは、信頼し合える仲間がいたり、心の充足感を得られてほっとできる様な場所のことですが、そのために、障害者同士の支えあい（ピアサポート）やボランティア活動の支援を推進します。三浦市には、土地柄、そこに住む障害者を自然に受け入れやすい土壌が残っていると思われませんが、今後も障害の正しい理解の周知とともに、相談支援に重点を置き、みんなが支えあうまちをめざします。

(3) 計画の基本目標

この計画では、次の7つの基本目標を掲げます。

- 基本目標1 生活の質の向上をめざして
- 基本目標2 保健・医療サービスの充実をめざして
- 基本目標3 療育・教育環境の充実をめざして
- 基本目標4 その人らしい働き方を選べるようにするために
- 基本目標5 暮らしやすいまちにするために
- 基本目標6 差別解消・権利擁護システムの推進をめざして
- 基本目標7 施策相互の連携を図るために

(4) 政策の体系



第4章 各種施策の具体的な方策

基本目標1 生活の質の向上をめざして

【課題】

これまでの度重なる制度改革に対応して、障害福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業など障害福祉サービスの充実に努めてきました。社会資源の少なかった本市においても2010（平成22）年度以降、障害者の日中活動の場としての社会資源は着実に増えています。

また、身近な場所で安心して相談することができる相談支援事業所は3か所となり、課題であった障害者が地域でその人らしく生きるための「自己選択・自己決定」を支えるために不可欠な相談支援体制については、整備されつつあります。2022（令和4）年度には、障害者の生活を地域全体で支えるために、現在ある相談支援事業所に加え、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を行いました。

前計画にも掲げている「住まいの場」の施設整備については、新規の介護サービス包括型グループホームが整備され、充実しつつありますが、以前より要望の高い日中サービス支援型グループホームや、社会福祉法人の事業参入促進については十分とは言えず、未だ課題として残っている状況です。

グループホームは、単身で暮らすことが難しい障害者が、地域で暮らしていくために欠かせない場所であり、同時に障害者の孤立を防ぐ場でもあります。そのような場であるグループホームの整備は、市としても重要な課題の一つとして捉えています。

また、障害当事者の高齢化、重度化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、引き続き地域生活支援拠点の整備を進めてまいります。

さらに、適切な支援を行うためには専門的知識と技術を備えた人材育成が必要とされています。増大するニーズに対応する人手不足は深刻で障害福祉分野で働く人材の確保と育成が急務といわれています。本市においても福祉サービス事業所の人材育成・確保に向けた取組が課題となっています。

【具体的方策】

① 地域生活支援の充実

- サービス提供事業所と連携して、一人ひとりの状況やニーズに応じた障害福祉サービスの提供に努めます。
- 障害福祉サービスの量や質の確保に努めサービス提供事業所及び障害福祉サービスの充実を図ります。
- 本市が地域生活支援事業として提供している「移動支援」「日中一時支援」「地域活動支援センター」の充実を図ります。
- 障害特性により支援が困難なケース、特に医療的ケアなど特別な配慮を必要とするケースや緊急的な支援が必要なケースに対応できるよう近隣市と連携し短期入所の拠点配置の整備を推進します。
- 施設に入所している人、精神科病院に長期入院している人が自立した地域生活を行えるよう地域移行・地域定着の支援体制を関係機関と共に推進します。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため地域生活支援拠点の整備を進めてまいります。
- 心身の健康増進や心のゆとり・生きがいに結びつく余暇活動への支援、さらに、生活をより豊かにするために、スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加を促進します。
- 聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の派遣及び福祉課窓口への設置、要約筆記者の派遣を行うとともに、手話通訳者の育成・確保に努めます。また、手話講習会を開催し、手話奉仕員の人材の育成に努めます。
- 地域生活が困難な障害者には、ニーズに応えた施設サービスが受けられるように努めます。
- 障害の程度・種別に応じた補装具や日常生活用具を給付・貸与します。
- 家庭等での入浴が困難な重度身体障害者に訪問入浴サービスを実施します。
- 三浦市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度や住宅改造相談等の福祉サービスの周知に努めます。

- ・ 障害者に対する各種助成や税の減免、交通運賃料金の割引等の制度の周知を行い、その活用を図ります。
- ・ 障害者の移動手段の一助として福祉タクシー助成事業を継続実施します。
- ・ 放課後児童クラブへの障害児の受け入れ支援の充実をめざします。
- ・ 障害福祉制度などの情報を市の広報紙「三浦市民」に掲載するとともに、ホームページを活用した各種福祉情報を提供します。
- ・ 視覚障害者に対して、市役所から発送する郵便物に点字シールを貼るなど適切な配慮に努めます。
- ・ 障害者にとって必要な情報を伝わりやすい方法で提供するように努めます。

② 相談支援体制の充実

- ・ 障害者やその家族が身近な場所で安心して相談することができるよう相談支援事業所及び相談窓口の周知に努めます。
- ・ 専門機関、障害福祉サービス事業所との連携等により相談機能の強化を図ります。
- ・ 介護保険制度と障害福祉サービス等の障害福祉施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携を図り的確なサービスへのつなぎ機能の充実を図ります。
- ・ 市の担当課と相談支援事業所で、定期的に相談支援調整会議を開催し、情報共有を図り個別相談への対応力強化を図ります。
- ・ 基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する支援の強化及び地域の相談機関との連携強化に取り組みます。
- ・ 民生委員・児童委員などと連携しながら相談業務の充実をめざします。

③ グループホームの整備

- ・ 障害者の居住の場として、また地域での生活を支える社会資源としての役割を担うグループホームの整備を促進します。
- ・ 各障害に適切に対応できるようなサービス提供を視野に社会福祉法人等の事業参入促進に努めます。

- ・ グループホームの設置に際しては事業所と協議し支援策を検討します。

④ 人材育成・確保

- ・ 障害のある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。
- ・ 新たな課題に対応できる専門的知識や技能習得を支援します。

【事業】

障害者自立支援給付事業

サービス利用が必要な障害者に対し、自立支援給付における、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業において、生活の場、日中活動の場の中で、必要な介護や訓練を提供します。

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業

障害特性により支援が困難なケース、特に医療的ケアなど特別な配慮を必要とするケースや緊急的な支援が必要なケースに対応できるよう近隣市と連携し短期入所の拠点配置の整備を進めていきます。

聴覚障害者支援事業

聴覚障害者の社会参加の促進を図ることを目的とし、手話通訳者の派遣及び設置、要約筆記者の派遣により、聴覚障害者の日常生活及び社会生活における情報の保障とコミュニケーション支援を行います。また、手話奉仕員養成講習会を行います。

身体障害児者補装具交付等事業

身体障害児者の職業、教育、その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、補装具の交付又は修理を行います。また、日常生活の利便性を高めることを目的に、身体・知的障害児者に対し日常生活用具を給付します。

社会福祉施設等通所交通費補助事業

社会福祉施設等に公共交通機関等を利用し通所する障害者に対し、経済的負担の軽減及び交通機関等の利用による訓練や社会参加を目的とした通所のための交通費を補助します。

重度身体障害者訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者を対象に、訪問による入浴サービスを提供し、清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

重度障害者住宅設備改良費助成事業

重度障害者の日常生活を容易にするため、住宅設備(浴室、便所等)を改良する際の費用を助成します。

特別障害者手当等支給事業

障害児者の在宅生活の基盤を確立するために、特別障害者手当、福祉手当及び障害児福祉手当を支給します。

自動車運転免許取得・改造助成事業

在宅重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大をすすめる一助として、自動車改造・自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

障害者スポーツ大会参加事業

県主催の障害者スポーツ大会への参加を促進します。

民生委員・児童委員協議会事業

民生委員・児童委員の、任務遂行のために組織された、協議会の安定的活動を図ります。

外国籍市民高齢者等福祉給付金支給

在日外国籍の方で、制度の狭間で公的年金を受給する要件を満たさない方に福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ります。

広報活動事業

広報紙のテキストを市ホームページに掲載し、音声読み上げソフトに対応します。

軽自動車税（種別割）の減免

障害児者の移動手段の確保を目的として、軽自動車税（種別割）を減免します。

在宅重度障害者福祉タクシー助成事業

在宅の重度障害者の積極的な社会参加及び生活圏の拡大をすすめる一助として、タクシーの利用に要する費用の一部を助成します。

重度心身障害者医療費助成事業

重度障害者の健康の維持増進と経済的負担の軽減を図るため、医療費のうち保険適用の自己負担額を助成します。

放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対して補助を行います。

基本目標2 保健・医療サービスの充実をめざして

【課題】

障害等のある方が地域で安全・安心に暮らしていくために、保健・医療分野施策の充実を図るとともに、医学的、心理的、社会的なリハビリテーション体制を一層充実させ、自立を支援していくことが重要です。

複雑多様化した現代社会において、ストレスの増大等によりうつ病や引きこもりといった心に問題を抱える人も増えており、その予防や治療も大切です。

特にここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に大きな変化があり、過度なストレスを抱えた人も少なくありません。

このように、精神に障害のある人は全国的に増加傾向にあり、国が推進する、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築は非常に重要な課題だと言えます。

また、障害のある人のみならず、市民全体の心及び身体の健康づくりの意識と地域による支え合いの仕組みづくりも同時に重要な課題です。

【具体的方策】

① 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 生活習慣病などの疾病による障害予防対策や事後の指導等について、保健事業の一層の推進を図ります。
- 乳幼児の健やかな発達と障害の早期発見・支援のため、医療機関や関係機関と連携し、乳幼児健康診査等を実施します。
- 保健衛生委員等と連携し、健康診査等の受診を広く呼びかけ、健康づくりへの啓発及び疾病の早期発見を図ります。
- 障害発生の原因となる交通事故や労働災害防止のため、関係機関と協力し、防止対策の啓発を図ります。
- 神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センターや医療機関等と連携し、市民の心の健康づくりの充実を図るとともに精神に障害のある人やその家族への支援を推進します。

② 障害に対する保健・医療サービスの充実

- 障害程度の軽減、障害の重度化・重複化などの防止のため、保健、医療、福祉、教育等が連携した総合的な支援が提供できる体制の整備を進めます。
- 障害者一人ひとりに配慮した治療・支援ができるよう、地域の中核病院である三浦市立病院や各医療機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。
- 保健・医療サービス従事者に対し、障害に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- 難病患者等に対する法改正に適切に対応し、障害福祉サービスの対象疾病の拡大等、必要な情報の提供・啓発に努めます。
- 障害の軽減・補完のため更生医療の給付を行います。

保健衛生委員

地域住民の健康保持増進のため、研修や地区活動などを行い、健康で住みよい環境を自主的に推進しています。

【事業】

身体障害者更生医療費給付事業

身体障害者を対象に、障害の軽減等に必要な医療を給付します。

障害者歯科診療事業

横須賀口腔衛生センター内において、三浦半島地域障害者歯科診療所を設置し、歯科医療を実施します。

健康診査事業

後期高齢者医療保険加入者を対象として、疾病の予防・早期発見のため、健康診査（なごみ健診）を集団・個別方式により行います。

がん検診事業

肺・胃・大腸・乳がん検診を40歳以上、子宮がん検診を20歳以上の市民を対象として集団・個別方式により行います。

妊産婦新生児訪問指導事業

妊産婦・新生児の健康管理のために家庭訪問をし、日常生活全般の保健指導を行います。

乳幼児健康診査

（3か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児歯科健康診査・3歳児）

月齢・年齢毎の健康診査を行い、発育・発達の確認、異常や問題の早期発見及び保健指導等を実施します。

乳幼児精密健康診査

乳幼児健康診査で疾病及び障害が疑われる場合に、診断に必要な検査が受けられるよう医療機関のご案内をします。

基本目標3 療育・教育環境の充実をめざして

【課題】

発達の遅れや障害のある子ども一人ひとりが、住みなれた地域の中で自分の個性や意思に応じて主体的に生活していくことをめざし、社会生活のさまざまな場面において自己選択、自己決定をしていけるようなしくみを作っていくことが求められます。

そのためには、障害のある子どもたちが、地域社会の中でさまざまな人々と共に学び共に育っていけるように、乳幼児期、学齢期、青年期など、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を行うための体制を充実させることが重要です。

すなわち、一人ひとりの子どもの発達や特性に応じた適切な支援につなげるために、障害の特性をふまえた早期診断・早期療育に取り組み、その子どもの可能性を最大限に追求することのできる療育・教育環境が必要です。また将来、社会的に自立して生活していくことができるよう職業的自立をも見越した個別の支援計画を活かしながら、地域の特別支援学校や研究機関、小・中学校、医療、福祉、労働機関などの専門機関が連携し、一人ひとりの子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行うことが重要です。

障害のある子どもの放課後や休日の過ごし方について、2023（令和5）年以降、放課後等デイサービスのような福祉施設が徐々に増えつつあり、今後さらに日中活動の場の整備をしていくことが求められます。

併せて、地域社会の中で、障害の有無に関わらず、様々な人々とともに学び合い、育ち合うことを目標に福祉教育や交流教育を推進することや、多様化する障害や障害者への幅広い理解を求めることも重要です。

【具体的方策】

① 早期療育と早期支援

- ・ 障害受容に係る保護者への支援を含めた障害の早期発見の取組を充実し、福祉・保健・医療が一体となった早期療育の充実を図るため、児童発達支援センターの設置を検討します。
- ・ 子どもたち一人ひとりのニーズに応じた支援を行えるように乳幼児期

から学校卒業後までの期間を一貫して対応できる相談支援体制の整備及び個別の教育支援計画の作成を推進します。

- 近年増加している医療的ケアの必要な子どもや重症心身障害児に対して保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携、協議をして、支援体制の充実を図ります。
- 子育ての孤立化を防ぐため、家族支援を含む当事者グループなどとのネットワークづくりや、養育者のニーズに応じた情報の提供・交換の場を充実します。
- 幼稚園、保育園への障害児の受け入れ支援をめざします。
- 障害のある子どもが放課後や休日も安心して過ごせるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の充実に努めます。

② 学校教育の充実

- 教育委員会と連携しながら、障害児またはその保護者が自己選択をして一人ひとりに着目した教育を受けられるような体制の充実を図ります。
- 障害のある児童・生徒の進学や進路について、自己選択をするための支援体制の充実を図ります。
- 障害のある児童・生徒を安全に受け入れるため、バリアフリーの学校環境の整備を推進します。
- 障害のある児童・生徒に対する深い理解を得るための地域住民との交流の機会を作ります。
- 発達障害や発達に遅れがあり、通常の学級にあって特別な配慮や支援を必要とする子どもたちに対し、状況に応じた適切な教育的支援を得られるよう特別支援教育の充実を図るとともに、他の児童・生徒の理解を深めます。
- 進学や卒業後の就労支援などライフステージの節目において、切れ目のない支援を行うために、在学中から教育、医療、福祉、労働機関などの専門機関との連携を図ります。

特別支援学校

特別支援学校とは、今までの盲学校・聾（ろう）学校・養護学校のことです。地域における障害のある子どもの教育のセンター的な役割も担っています。

【事業】

心身障害児生活訓練会事業

在宅の知的障害児等を対象に、基本的な生活訓練及び社会性の伸長を図り、その保護者に対しては、障害の正しい理解や適切な対応を促すことを目的とした訓練会を実施します。

こあらんど（健診後フォロー教室）

心理相談員や保健師、保育士の専門的な助言を基に、発達の遅れが疑われる子どもとその保護者などに対して集団遊びを行い、親子関係等の改善を図り、子どもの発達を支援します。

子ども発達医療相談

発達障害が疑われる子どもの医療相談と継続相談を実施します。児童精神科医師の診察、心理相談員による発達検査と評価、保健師及びケースワーカーからの相談をもとに総合的にアセスメントします。また、関係機関と連携し、支援体制を整えるための助言をします。

心理巡回相談事業

乳幼児健診後のフォローを主として、幼稚園及び保育園児に対して心理相談員と保健師が巡回し、児の発育、発達状況の確認、問題の早期発見を行います。また、保護者、保育者等に対して子どもの発達に応じた関わり方の指導、助言等を行うとともに、教育委員会と連携し、スムーズな就学の支援を行います。

発達障害

発達障害はいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害などが含まれます。

これらは、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しています。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でもまったく似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、「発達障害」の特徴といえるかもしれません。

心理相談

幼児健康診査で心理相談員が相談に応じ、子どもの発達について適切に判断・指導することで保護者の養育の仕方や子どもの成長を支援するとともに、関係機関との連携を行い、継続的に相談支援を行います。

障害児教育事業

特別支援学級の指導充実のため、学校や学級の状況をふまえて介助員を配置します。

心身障害児教育充実事業

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に要する費用の一部を補助します。

民間保育所振興事業(市単)

障害児の受入れに対する保育所の人的配置の充実を目的として、市内の保育園に対し、運営費の補助を行います。

基本目標4 その人らしい働き方を選べるようにするために

【課題】

就労することは、障害者にとって社会との接点であり、重要な窓口でもあります。自分に合った職場で、働く喜びや生きがいを感じながら安心して働くことは、自己実現の確立につながります。障害者一人ひとりが自分に合った仕事に就けるように専門性をもった就労支援者などによる一貫した相談・支援体制の充実が必要です。

一般就労を希望する障害者に必要な就労支援を行うためには、行政、地域の労働機関や雇用先が一体となって取り組み、障害者の雇用に熱意と理解のある企業等の拡大に努めることが必要です。それにともない、雇用主やともに働く人々など周囲の人たちの障害者への理解も欠かせない課題となっています。また、福祉的就労を希望する障害者のためには、福祉的就労の場を確保していく必要性があります。

障害者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行うための就労選択支援が、2025（令和7）年度に障害福祉サービスとして開始される見込みです。市としても障害者が自分に合った働き方を見つけられるよう、より一層支援していく必要があります。

【具体的方策】

① 雇用促進の啓発活動

- 障害者雇用を促進していくために、雇用主や従業員に対して障害特性や必要な配慮等についての理解が進むよう関係機関と連携し普及、啓発に努めます。
- 障害者がニーズに応じた制度やサービスを活用できるように、基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連携し、就労に関する制度やサービス等の情報について、障害者や支援者等に広く周知します。
- 雇用主に対して助成金制度の情報提供を行い、障害者の雇用促進を図ります。

② 相談・就労支援の充実

- ・ 障害者がそれぞれのライフステージにおいて、生きがいを感じながら安心して働くことができるように、施設への通所に対する支援及びニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ よこすか就労援助センターの登録制度の周知を図り、適切な就労ができるよう支援をします。また、ジョブコーチを活用した職場定着支援の充実に努めます。
- ・ 障害者が通所施設等で製造、作成した物品等の販売を行う場（ハートフル・マーケット等）を確保し、工賃の向上を図ります。
- ・ 障害者優先調達法に基づき障害者就労施設からの物品等の調達の拡大に努め、工賃の向上を図ります。

③ 就労の場の確保

- ・ 市においては、障害者の法定雇用率を堅持するとともに、業務の一部を障害者団体等に委託するなどして、雇用の場の確保に努めます。
- ・ 三浦市の特性も踏まえながら、障害者雇用に意欲と理解のある企業などの拡大を図ります。
- ・ ハローワークや神奈川県障害者雇用促進センター、よこすか就労援助センター等の労働行政関係機関と連携して、障害者雇用の拡大を図ります。
- ・ 福祉的就労については、一人ひとりのニーズに即した環境整備とともに日中支援の場の確保に努めます。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において最低限事業者には義務づけられている事業所内総雇用者数に占める障害者の割合。一般の民間企業では2.7%、国や地方公共団体では3.0%などと定められています。（ただし、2026（令和8）年度までの段階的な引き上げが可能となっています。）

福祉的就労

企業等への一般就労が困難な障害者が、日中活動系施設等でそれぞれの障害特性や個性に応じた作業、訓練等に取り組むこと。

【事業】

社会福祉施設等通所交通費補助事業（再掲）

社会福祉施設等に公共交通機関等を利用し通所する障害者に対し、経済的負担の軽減及び交通機関等の利用による訓練や社会参加を目的とした通所のための交通費を補助します。

基本目標5 暮らしやすいまちにするために

【課題】

障害者を含むすべての人が、地域で生き生きとした自立生活を送り、自らの意思で自由に移動し、積極的な社会参加をしていくためには、その一人ひとりが安全に安心して生活できる生活環境の構築が必要です。「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたいわゆるバリアフリー法の制定に伴い、住宅や公共施設、旅客施設、その他の生活をする上で利用する様々な施設のバリアフリー化が進められています。

この考え方は施設に限らず、道路や公共交通機関等、まちづくりの考え方においても推進されており、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

また、整備された施設を有効に利用するためには、市民一人ひとりの障害者に対する理解も必要であり、「心のバリアフリー」についても推進していく必要があります。

併せて、災害時・緊急時の支援体制の整備、それぞれの障害に応じた情報の伝達方法の拡充等、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進することが課題となっています。

【具体的方策】

① 住宅・建物等のバリアフリー化

- 重度障害者の家庭生活を容易にし、家族の介護負担を軽減するために、既存の住宅を改造する際の費用の一部を助成します。
- 公共施設の建設にあたっては、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、誰もが利用しやすくなるように、出入り口や廊下の幅の確保、障害者用エレベーターやバリアフリースイッチ設置等を行うなど、共有スペースの整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。
- みうら青年ボランティアビューローと連携のもとに作成した「三浦市バリアフリーマップ」を三浦市ホームページに掲載し、市内の公共施設等のバリアフリー情報の周知を行います。

② 交通に関するバリアフリーの推進

- 障害者や高齢者をはじめとした、すべての横断歩行者の安全を確保するための音響信号機等の設置を、引き続き県及び県警本部に要望していきます。
- 歩道上並びに点字ブロック上の障害物の設置防止や撤去の啓発活動等を行うことにより、歩道のバリアフリー化を推進します。
- ホームドアの設置等、鉄道や路線バスのバリアフリー化について事業者等に要望していきます。

③ 防災・防犯対策の推進

- 三浦市避難行動要支援者制度の運用により、要支援者に対して日頃の見守りや声掛け活動、災害時における安否確認等を支援するため、名簿の整備を行います。
- 災害発生時には、一般の避難所に加えて福祉避難所を開設し、障害特性に応じた支援を行う体制を確保します。
- 災害発生時等における障害特性に応じた情報の伝達方法の拡充に努めます。
- インターネットを利用した聴覚障害者向け緊急通報システム「Net119」の周知及び登録啓発を行います。
- 警察機関の協力も得ながら、障害者支援施設等の防犯対策の強化に向けた取組を推進します。

⑤ 心のバリアフリーの推進

- 市民誰もが障害や障害者への理解をもち、支援を必要とする障害者等に対して、いつでも手を差し延べられるまちをめざし、ヘルプマークをはじめとした障害者に関するマーク等の周知啓発を行います。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別に関わりなく、全ての人に配慮した誰もが使いやすい施設、環境等のデザインのこと。

【事業】

重度障害者住宅設備改良費助成事業（再掲）

重度障害者の日常生活を容易にするため、住宅設備(浴室、便所等)を改良する際の費用を助成します。

基本目標6 差別解消・権利擁護システムの推進をめざして

【課題】

この計画では、障害の有無に関わらず、全ての人が住み慣れた場所で、安心して豊かに暮らすことのできる地域社会をめざしていますが、そのためには、障害者であっても「自己選択、自己決定」の原則が守られることが大切です。

2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が施行され、これにより行政機関等では障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が義務化されました。2021（令和3）年には、障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月より、合理的配慮の提供は事業者に対しても義務化され、今後は行政だけでなく、事業者も、場所や場面を限定せず、障害のある人から社会的バリアを取り除くための申し出があった場合に、過重な負担にならない範囲で合理的配慮を提供する必要があります。合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人と対話を重ねて共に対応策を検討していくことが重要となります。地域社会においても、市民一人ひとりが、「合理的な配慮」や障害者との「建設的対話」がどういったものなのかについて考えていくことが重要です。

また、障害者の自己選択、自己決定を実現するためには、意思決定支援など、必要な支援や相談を身近なところで受けられるよう相談支援体制の充実に努める必要があります。さらに、人権が侵害されることなく個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい権利を守ることができるよう、障害者の権利擁護を推進していくことが重要です。

そのためには、障害者の差別解消・権利擁護の推進及びその体制づくりが求められています。

【具体的方策】

① 差別解消の周知・啓発

- ・ 障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について関係機関と連携し普及・啓発に努めます。
- ・ 障害に関する正しい知識の普及と障害者福祉の啓発を行うとともに、障害者・家族・市民による交流事業等を通じて、共に生きる社会の実現に

向けた豊かな地域社会づくりに努めます。

- 「豊かな共生社会をめざす支えあいの環境づくり」を開催目的の一つとするみうら市民まつりにおいて、障害者福祉に関する市民の理解を促進するため、障害者団体・障害者関係施設・学校等の紹介、作品の展示等を行う機会を提供します。
- 障害者差別解消については、市の広報紙「三浦市民」やホームページに掲載するとともに、関係機関と連携し広く市民に啓発するよう努めます。

② 権利擁護・成年後見制度利用の推進

- 判断能力が十分でない障害者等が地域で安心して暮らせるよう三浦市社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護体制を強化するとともに、日常生活自立支援事業等の制度周知や利用の推進、各種相談体制の充実に努めます。
- 人権思想の普及のために、行政・医療・教育関係機関の従事者等を対象にした人権教育研修の充実に努めます。また、学校や家庭における児童生徒への人権教育を支援します。
- 成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力が低下した障害者を保護するため、「補助・保佐・後見」の申し立てに必要な経費と後見人の報酬の一部を助成して、成年後見制度利用の推進を図ります。
- 選挙をはじめ、障害者に対して特別な対応を図る必要がある場合は、その周知を図るとともに、適切な配慮を行います。

③ 虐待防止の推進

- 三浦市障害者虐待防止センター機能を強化し、関係機関との連携により障害者への虐待防止、権利侵害の防止に努めます。

成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護・支援するため、代理人などを選任し、財産管理や身上監護（介護や施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を代理人らが後見する民法上の制度です。

【事業】

成年後見制度利用支援事業

成年後見人等が必要な方のうち、親族等がない等の理由により市町村申立を行う必要がある方に対し、成年後見人等への報酬等の支払いに対する助成を行い、認知症などによって判断能力が十分でない方の日常生活を支援します。

人権啓発事業

県承認の同和団体の実施事業、研修会への参加、県、四市一町との共催による講演会を実施します。

地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業では、判断能力が十分ではないために、適切な福祉サービスを受けることができない方のために、福祉サービスの利用援助や日常生活の金銭管理を行い、自立した地域生活を送れるよう支援します。

三浦市では、この事業にあたる日常生活自立支援事業を行っている三浦市社会福祉協議会に、費用の一部を補助します。

基本目標7 施策相互の連携を図るために

【課題】

障害者のみならず、市民一人ひとりがともに安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域住民、ボランティア団体、行政機関・医療機関・警察といった公的な機関、さらに民間事業者等が相互に連携・協働して、障害者施策について検討していく必要があります。

三浦市障害者自立支援協議会は、三浦市における障害福祉の基盤組織であり、福祉・医療・教育等の各関係者や当事者、当事者家族等が参加し、連携してそれぞれの情報共有や地域の課題解決のための協議を行う場として、非常に重要な役割を担っています。

さらに2022（令和4）年度からは基幹相談支援センターが設置され、連携の強化を一層図っているところです。

今後も、三浦市障害者自立支援協議会を中心として、当事者、関係機関等との情報の共有及び連携の強化を図り、障害の特性にあつたきめの細かいネットワークを構築してまいります。

【具体的方策】

① 障害者福祉の基盤整備

- 地域の障害福祉ネットワークの構築のために、三浦市障害者自立支援協議会を円滑に運営し、障害者が地域で暮らすために必要な地域課題などについて検討を行います。
- 三浦市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営を支援し、市民参加の機会拡充など、障害者の地域生活に欠くことのできないボランティア活動の振興に努めます。
- 地域の社会教育活動に障害者が参加しやすくなるよう、地域社会の人々へ啓発を行います。

【事業】

ボランティアセンター運営補助事業

ボランティアの支援、育成やコーディネートなどを行うボランティアセンターの運営にかかる費用の一部を補助します。

障害者福祉団体補助事業

団体の運営にかかる費用の一部を補助します。

第5章 数値目標（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画）

（1）施設入所者の地域生活への移行

本市は、第6期計画（2020（令和2）年度から2023（令和5）年度）で、計画期間中に2019（令和元）年度末の施設入所者のうち2人が地域移行することを目標としましたが、実際には0人となる見込みです。

市内にグループホームが新設されましたが、入居した本市の障害者は全て在宅の障害者であり、第7期計画期間中も第6期とほぼ同様のペースで地域移行が進むと想定されるため、2026（令和8）年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数34人のうち2人が地域生活に移行することを目標とします。

また、現在も施設入所を希望する入所待機者があり、第7期計画期間中も新しく入所される人がいることが想定されるため、2026（令和8）年度末までの施設入所者の減少数は2人とします。

目 標	
令和8年度末までに地域生活に移行する人の数 （令和4年度末時点の施設入所者数の6％）	2人
令和8年度末において施設入所している人の数	32人
令和8年度末までの施設入所者の減少数 （令和4年度末時点の施設入所者数の5％）	2人

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者を含むあらゆる障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

本市では、前計画に引き続き、県や病院と連携し、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

また、県、病院、事業所等の関係機関と連携し、精神障害者が地域において自らが望む暮らしをするために必要な支援を行います。

目標は次のとおりです。

目 標	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	13人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回

(3) 地域生活支援の充実

障害児者本人の自己決定が尊重され、希望する場所で、希望するように暮らすことができることを目指すため、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させる必要があります。

前計画期間中は、親元からの自立を目指す方等に対してグループホームの利用や一人暮らし等の体験の機会・場の提供や相談支援体制の整備、緊急時の受け入れ等の機能を備え、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、基幹相談支援センターを中心として各種地域資源と連携を取りながら、地域生活支援拠点等の整備に向けての検討を行いました。

今後は、地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、運用状況の検証・検討を行うこととします。

また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備について検討します。

目標は次のとおりです。

目 標
コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を行う。
地域生活支援拠点について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
強度行動障害を有する者に関し、市又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制について検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の中で2021（令和3）年度に一般就労へ移行した人は6人です。ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援もしくは就労継続支援（A型・B型）を行う事業所又は施設です。

国の基本指針で定められた基準に従い、2026（令和8）年度において福祉施設から一般就労に移行する人の数値目標は、2021（令和3）年度の一般就労への移行者数の1.28倍以上である9人とします。

また、2021（令和3）年度に就労定着支援事業を利用した人は6人です。一般就労へ移行した人が就労を継続していけるよう、2026（令和8）年度においては2021（令和3）年度の利用者数である6人の1.41倍以上である9人が就労定着支援事業を利用することを目指します。

国の基本指針で定められた基準に従い、数値目標を次のとおりとします。

目 標	
令和8年度において福祉施設から一般就労に移行する人数（令和3年度実績の1.28倍以上）－①	9人 (1.50倍)
①のうち、就労移行支援事業から一般就労に移行する人数（令和3年度実績の1.31倍以上）	3人 (1.50倍)
①のうち、就労継続支援A型事業から一般就労に移行する人数（令和3年度実績の1.29倍以上）	3人 (1.50倍)
①のうち、就労継続支援B型事業から一般就労に移行する人数（令和3年度実績の1.28倍以上）	3人 (1.50倍)
就労定着支援事業を利用する人数 (令和3年度実績の1.41倍以上)	9人 (1.50倍)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援を行うに当たっては、教育、保育等の利用状況を踏まえ、障害福祉サービス、障害児通所支援等の適切な支援が受けられるよう、障害児のライフステージに沿って、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。そのためには、地域支援体制を構築するとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が連携して地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進、個々の障害特性に合わせた支援ができるよう障害児相談支援の提供体制の確保など、障害児が適切な支援が受けられるような体制を整備していきます。

また、2019（令和元）年度から三浦市障害者自立支援協議会相談支援部会のワーキングとして医療的ケア児に関する検討会を設置し、医療的ケア児の実態把握や課題についての検討を行っており、今後も継続していきます。

2022（令和4年）度には神奈川県モデル事業として、横須賀・三浦圏域医療的ケア児等コーディネーター配置・運用事業が行われ、2023（令和5）年度からは、かながわ医療的ケア児支援センターの地域相談窓口として、各圏域にブランチが設置されました。三浦市においても、2023（令和5）年度にコーディネーター養成研修を受講し、相談体制の充実を図ると共に、横須賀三浦圏域のブランチや近隣市町等と連携を取りながら、地域課題の検討を進めていきます。

目標は次のとおりです。

目 標
令和8年度末までに児童発達支援センターを市又は横須賀・三浦圏域に1カ所以上設置する。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築について検討する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持に努める。
神奈川県、近隣市町と協議の上、横須賀・三浦圏域において令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヶ所以上確保する。
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携を図るための協議の場を継続する。
横須賀三浦圏域のブランチや近隣市町等と連携を取りながら、医療的ケア児等に関する相談体制の充実、地域課題の検討を進める。

（6）相談支援体制の充実・強化等

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められます。

本市では2022（令和4）年度に基幹相談支援センターが開設され、総合・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を整えたところです。

今後は、基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する支援の強化及び地域の相談機関との連携強化に取り組みます。

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

目標は次のとおりです。

目 標
基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施するよう努める。
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組む。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

本市では、障害福祉サービス等の質の向上のため、都道府県が実施する研修等を活用し、障害者総合支援法の理解を深めるほか、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組み等の強化を図ります。

目標は次のとおりです。

目 標
令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努める。

(このページは、空白です)

第6章 見込量（第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画）

（1）障害福祉サービス等の概要

① 訪問系サービス

サービス種別等	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排泄又は食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言など生活全般にわたる介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を必要とする人に、居宅における入浴、排泄又は食事等の介護、外出時の移動支援、生活等に関する相談などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助などを行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

② 日中活動系サービス

サービス種別等	内 容
生活介護	主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排泄又は食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種別等	内 容
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業で雇用されることが困難な人に、雇用契約を結び、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練などを行います。
就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業で雇用されることが困難で、かつ雇用契約を結ぶことも困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・家族との連絡調整や相談などを行います。
療養介護	医療が必要で、かつ常時介護が必要な人に対して、主として昼間において、病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助などを行います。
短期入所	介護を行う人が病気の場合などに、施設での短期間の入所により、入浴、排泄又は食事の介護などを行います。

③ 居住系サービス

サービス種別等	内 容
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対して提供されるサービスで、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言など日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に対して、一定の期間、定期的に訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

④ 相談支援

サービス種別等	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する支給決定障害者が、適正なサービス利用を行うため、計画的なプログラムの作成を行います。

サービス種別等	内 容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者が、地域における生活へ移行するための活動及び相談支援を行います。
地域定着支援	施設や病院等からの退所退院など、地域生活が不安定な人に常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

(2) 障害児支援の概要

サービス種別等	内 容
児童発達支援	障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童 発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童に対して日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行うことと併せて、治療を行います。
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、学齢の障害児に対し、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等 訪問支援	保育所等を利用している障害児や今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援に対して指導や助言を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する児童の適正なサービス利用を進めるため、計画的なプログラムの作成を行います。

(3) 地域生活支援事業の概要

サービス種別等	内 容
理解促進研修 ・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動 支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポートなど）の支援を行います。
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
成年後見人制度 利用支援事業	成年後見制度の利用について申立てに必要な経費負担が困難な障害者に対して補助を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置などを行います。
日常生活用具 給付等事業	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動 支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
訪問入浴 サービス事業	身体障害の方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、自宅での生活の支援を行います。
日中一時支援事業	障害の方の日中における活動の場を確保することにより、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。

(4) 障害福祉サービス等の見込量

① 訪問系サービス

【見込量】

過去の実績は、年度末の3月サービス提供分の1か月分の数値となっています。2024（令和6）年度以降の見込量については、主に過去3年間の実績から一人当たりの平均利用時間を算出し、利用見込人数を乗じて算出しています。

(1か月当たり) (単位：時間(人分))

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護 重度訪問介護	見 込	1,074 (80)	1,102 (82))	1,143 (85)	868 (73)	856 (72)	844 (71)
同行援護 重度障害者等包括支援 行動援護	実 績	970 (78)	859 (73)	850 (73)			

(内訳)

サービス種類	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	758 時間 (62 人分)	746 時間 (61 人分)	734 時間 (60 人分)
重度訪問介護	36 時間 (6 人分)	36 時間 (6 人分)	36 時間 (6 人分)
同行援護	74 時間 (5 人分)	74 時間 (5 人分)	74 時間 (5 人分)
行動援護	0 時間 (0 人分)	0 時間 (0 人分)	0 時間 (0 人分)
重度障害者等包括支援	0 時間 (0 人分)	0 時間 (0 人分)	0 時間 (0 人分)

※ 行動援護及び重度障害者等包括支援については、今まで利用実績がなく、市内・近隣市町にも事業所がほとんどないため、当面利用がないと見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

障害のある人とその家族が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるようサービスを継続して実施するとともに、さらなるサービスの充実に努めます。

また、既存の事業所に対してヘルパーの増員など事業拡大を促し、介護保険の訪問介護（ヘルパー派遣）を実施している事業者の参入を促進しサービスの適切な提供体制の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

【見込量】

過去の実績は、年度末の3月サービス提供分の1か月分の数値となっています。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績及び現在のサービス利用状況等を基に推計しています。就労定着支援については、国指針に沿ったサービス利用者数を含んで見込んでいます。

（1か月当たり）（単位：人日（人分））

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	見込	2,274 (114)	2,293 (115)	2,313 (116)	2,013 (101)	2,053 (103)	2,093 (105)
	実績	2,139 (107)	1,941 (94)	1,896 (99)			
自立訓練 【機能訓練】	見込	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
自立訓練 【生活訓練】	見込	26 (1)	26 (1)	20 (1)	45 (2)	45 (2)	45 (2)
	実績	34 (2)	23 (1)	54 (2)			
就労選択支援	見込	—	—	—	—	140 (10)	140 (10)
就労移行支援	見込	160 (10)	160 (10)	160 (10)	185 (10)	185 (10)	185 (10)
	実績	176 (9)	214 (12)	198 (11)			
就労継続支援 A型 【雇atype】	見込	200 (10)	220 (11)	239 (12)	148 (7)	169 (8)	190 (9)
	実績	145 (7)	130 (6)	147 (7)			

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
就労継続支援 B型 【非雇用型】	見込	720 (51)	748 (53)	775 (55)	1,163 (71)	1,195 (73)	1,228 (75)
	実績	951 (61)	1,248 (70)	1,099 (70)			
就労定着支援 (単位：人分)	見込	6	7	8	7	8	9
	実績	6	7	6			
療養介護 (単位：人分)	見込	8	9	9	9	10	10
	実績	9	9	9			
短期入所 【福祉型】	見込	124 (29)	128 (30)	132 (31)	99 (24)	103 (25)	107 (26)
	実績	62 (17)	112 (24)	93 (23)			
短期入所 【医療型】	見込	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	7 (1)	7 (1)
	実績	0 (0)	0 (0)	7 (1)			

【見込量確保のための方策】

現在サービスを提供している事業所との連絡調整を図りながら、障害特性に応じた活動の場を確保し必要なサービスの確保に努めます。

また、本サービスを実施する意向がある事業者の把握に努め、広く情報提供を行うことで事業者の参入を促進します。

③ 居住系サービス

【見込量】

過去の実績は、年度末の3月サービス提供分の1か月分の数値となっています。
2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績及び現在のサービス利用状況等を基に推計しています。

施設入所支援については、国指針に沿ったサービス利用者数を見込んでいます。

（1か月当たり）（単位：人分）

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	見込	39	40	41	68	70	72
	実績	55	67	66			
施設入所支援	見込	41	41	40	33	33	32
	実績	37	34	34			
自立生活援助	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

【見込量確保のための方策】

施設入所支援は、横ばい傾向にありますが、国指針に沿って地域移行を進めていく必要があることから、利用者数は減少すると見込んでいます。

また、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、社会福祉法人や民間事業者等へグループホームの設置を働きかけ整備を推進してまいります。

④ 地域生活支援拠点等

【見込量】

前計画中に検討を進めていましたが、2024（令和6）年度より地域生活支援拠点等の整備、登録等を開始します。また、自立支援協議会相談支援部会において地域生活支援拠点の検討会を引き続き開催し、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、運用状況の検証・検討を行うこととします。

（1年間当たり）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
設置箇所数 (箇所)	見込	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	—			
コーディネーターの配 置人数 (人)	見込	—	—	—	0	1	1
	実績	—	—	—			
拠点等の機能を 担う障害福祉 サービス事業所 等の担当者の 配置人数	見込	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	—			
支援の実績等を 踏まえた 検証及び検討の 実施回数 (回)	見込	—	—	—	1	2	2
	実績	—	—	—			

⑤ 相談支援

【見込量】

三浦市では、2014（平成26）年度に3事業所が指定特定相談支援事業所の指定を受けました。この3事業所は全て、県の指定一般相談支援事業所の指定も受けています。三浦市の障害者のサービス等利用計画の作成は、この3事業所が中心になって行われており、また、地域移行支援などのサービス提供も行われています。

計画相談支援については、ほぼ全てのサービス利用者のサービス等利用計画は作成済ですが、新規のサービス利用に伴う計画作成により増加を見込んでいます。

（1年当たり（計画相談支援のみ1か月当たり））（単位：人分）

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援 (サービス等 利用計画作成)	見込	74	77	80	139	142	145
	実績	153	130	136			
地域移行支援	見込	5	5	5	3	3	3
	実績	4	4	2			
地域定着支援	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

【見込量確保のための方策】

現状、一部のサービス利用者を除きほぼ全てのサービス利用者に対してサービス等利用計画が作成されています。今後は、利用者の状況や希望に沿ったサービス利用が提供されるよう配慮した計画を策定すると共に生活状況を確認し必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障害福祉サービス提供事業所や医療機関との連携をさらに強化し、施設入所者や長期入院中の方の地域移行、地域定着を促進します。

(5) 障害児通所支援等の見込量

① 障害児通所支援、障害児相談支援

【見込量】

過去の実績は、主に年度末の3月サービス提供分の1か月分の数値となっています。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績及び現在のサービス利用状況等を基に推計しています。居宅訪問型児童発達支援については、2018（平成30）年度から新たに創設されたサービスですが、現在県内に1か所しか事業所がないため、利用を見込んでいません。

（1か月当たり）（単位：人日（人分））

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	見込	52 (5)	55 (6)	59 (7)	282 (28)	302 (30)	322 (32)
	実績	103 (10)	220 (21)	236 (25)			
医療型児童 発達支援	見込	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
放課後等 デイサービス	見込	593 (44)	617 (46)	641 (49)	585 (44)	611 (46)	651 (49)
	実績	538 (43)	578 (42)	571 (42)			
保育所等 訪問支援	見込	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	実績	0 (0)	0 (0)	3 (3)			
居宅訪問型 児童発達支援	見込	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)			

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援 (人分)	見込	10	12	13	23	25	27
	実績	6	15	19			

【見込量確保のための方策】

障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援などの障害児通所支援等のサービスが利用でき障害児やその家族が地域で安心して生活することができるような療育支援を推進して行きます。

また、指定障害児相談支援事業所及びサービス提供事業所等との連携を図りながら、通所先を確保するとともに、定員増及び新規事業所の開設についても、事業所へ働きかけてまいります。

② 医療的ケア児等への支援

【見込量】

2024（令和6）年度に医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を予定しており、今計画中はこれを継続します。

また、横須賀三浦圏域のランチや近隣市町等と連携を取りながら、地域課題の検討を進めていきます。

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの 配置人数 (人)	見込	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	—			

(6) 地域生活支援事業の見込量

【 必 須 事 業 】

① 相談支援事業等について

市役所の福祉課窓口以外でも、障害福祉サービスの利用調整や障害に関する各種相談をすることができるよう、2014（平成26）年度から市内の2事業所に相談支援事業の委託を行いました。2019（令和元）年度から委託先を3事業所に増やし、市内全ての相談支援事業所で相談を行えるようになりました。今後は、2022（令和4）年度に設置した地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、本市の相談支援体制の充実を図っていきます。

なお、自発的活動支援事業、成年後見制度利用支援事業については、引き続き実施してまいります。

事業名		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進・ 研修啓発事業	見込	—	—	—	2回	2回	2回
	実績	—	—	2回			
自発的活動 支援事業	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
障害者相談 支援事業	見込	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績	3か所	3か所	3か所			
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	—	実施	実施			

事業名		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
住宅入居等 支援事業	見込	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—			
成年後見制度 利用支援事業	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
成年後見制度 法人後見 支援制度事業	見込	—	—	—	—	—	—
	実績	—	—	—			

② 意思疎通支援事業等について

聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び、手話通訳者の福祉事務所への設置を行っております。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績を基に推計しています。

また、今後も三浦市聴覚障害者協会と協力しながら、手話奉仕員養成研修を継続してまいります。

（1年間当たり）（単位：人）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者派遣 (実利用者数)	見込	6	6	6	5	5	5
	実績	5	4	4			
要約筆記者派遣 (実利用者数)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			
手話通訳者設置 (実設置者数)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
手話奉仕員養成 研修 (実施有無)	見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

③ 日常生活用具給付等事業について

用具ごとの一定の要件を満たす障害の方を対象に、日常生活上の利便性を高め、また危険の回避など困難を解消するための用具を給付します。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績を基に推計しています。

（1年間当たり）（単位：件）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練 支援用具	見込	3	3	3	3	3	3
	実績	1	2	0			
自立生活 支援用具	見込	5	5	5	5	5	5
	実績	2	3	2			
在宅療養等 支援用具	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	3	3	2			
情報・意思 疎通支援用具	見込	3	3	3	3	3	3
	実績	2	12	2			
排泄管理 支援用具	見込	1,248	1,264	1,280	1,224	1,228	1,232
	実績	1,141	1,052	1,168			
居宅生活動作 補助用具	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			
計	見込	1,264	1,280	1,296	1,240	1,244	1,248
	実績	1,150	1,072	1,174			

④ 移動支援事業について

屋外で単独で移動することが困難な障害者に対して、生活をする上で必要な外出、余暇活動及び社会参加のための支援を行います。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績を基に推計しています。

（1年間当たり）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数 (箇所)	見込	15	15	15	16	16	16
	実績	14	15	16			
利用者数 (人)	見込	55	55	55	46	46	46
	実績	49	43	45			
利用延べ時間 (時間)	見込	5,182	5,182	5,182	3,045	3,045	3,045
	実績	3,654	2,671	2,780			

⑤ 地域活動支援センターについて

三浦市内では、地域活動支援センターⅡ型（旧身障デイサービス）1か所と地域活動支援センターⅢ型（旧地域作業所）3か所が事業を行っています。障害者の日中活動の場として、様々な創作活動や社会参加事業を実施しています。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績を基に推計しています。

（1年間当たり）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター (箇所)	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			
利用者数 (人)	見込	122	122	122	140	142	144
	実績	138	138	133			

【任意事業】

⑥ 訪問入浴サービス事業について

地域における身体障害の方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

ここ数年、利用がありませんが、2024（令和6）年度以降も1名見込みます。

（1年間当たり）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数 (人)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

⑦ 日中一時支援事業

障害の方の日中における活動の場を確保し、障害の方を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績を基に推計しています。

（1年間当たり）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数 (箇所)	見込	3	3	3	6	7	7
	実績	2	3	6			
利用者数 (人)	見込	9	9	9	6	7	8
	実績	2	4	6			

(7) その他

① 発達障害者等に対する支援

【見込量】

当市では現在発達障害者等に特化した支援は行われていないため、今計画期間中に支援体制について検討していきます。

また、ピアサポートの活動への参加を希望する方がいる場合には、適切な支援を行います。

(1年間当たり)

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
支援プログラム (ペアレントトレーニング・ ペアレントプログラム 等)等の受講者数 (保護者) (人)	見込	—	—	—	—	—	3
	実績	—	—	—			
支援プログラム (ペアレントトレーニング・ ペアレントプログラム 等)等の実施者数 (支援者) (人)	見込	—	—	—	—	—	3
	実績	—	—	—			
ペアレント メンターの人数 (人)	見込	—	—	—	—	—	3
	実績	—	—	—			
ピアサポートの 活動への参加人数 (人)	見込	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	—			

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

【見込量】

県、病院、事業所等の関係機関と連携し、精神障害者が地域において自らが望む暮らしをするために必要な支援を行います。

2024（令和6）年度以降の見込量は過去の実績を基に推計しています。

（1 か月当たり）（単位：人）

サービス種別等		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
精神障害者の 地域移行支援 (人)	見込	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	2			
精神障害者の 地域定着支援 (人)	見込	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	0			
精神障害者の 共同生活援助 (人)	見込	—	—	—	27	28	29
	実績	—	—	26			
精神障害者の 自立生活援助 (人)	見込	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	0			
精神障害者の 自立訓練 (生活訓練) (人)	見込	—	—	—	1	1	1
	実績	—	—	1			

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込量】

2022（令和4）年度に基幹相談支援センターが設置され、総合・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を整えたところです。

今後は、基幹相談支援センターによる相談支援事業者に対する支援の強化及び地域の相談機関との連携強化に取り組みます。

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組みます。

（1年間当たり）

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
基幹相談支援センターの設置 (箇所)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	—	1	1			
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (件)	見込	—	—	—	140	145	150
	実績	—	—	—			
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 (回)	見込	—	—	—	5	5	5
	実績	—	—	—			

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
地域の相談支援 事業所の人材育成の 支援件数 (件)	見込	—	—	—	70	70	70
	実績	—	—	—			
個別事例の支援内容 の検証の実施回数 (回)	見込	—	—	—	20	20	20
	実績	—	—	—			
基幹相談支援 センターにおける 主任相談支援専門員 の配置数 (人)	見込	—	—	—	2	2	2
	実績	—	—	—			
協議会における 相談支援事業所の 参画による事例検討 実施回数 (回)	見込	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	—			
協議会における 相談支援事業所の 参画による事例検討 参加事業者・機関数 (箇所)	見込	—	—	—	4	4	4
	実績	—	—	—			

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
協議会の専門部会の 設置数及び実施回数 (個(回))	見込	—	—	—	3 (6)	3 (6)	3 (6)
	実績	—	—	—			

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

【見込量】

近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

本市では、障害福祉サービス等の質の向上のため、都道府県が実施する研修等を活用し、障害者総合支援法の理解を深めます。

(1年間当たり)

項目		R3年度	R4年度	R5年度 (実績は見込)	R6年度	R7年度	R8年度
県が実施する 障害福祉サービス 等に係る研修 その他の研修への 参加者数 (人)	見込	—	—	—	13	13	13
	実績	—	—	—			

(このページは、空白です)

第7章 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

本計画を推進するにあたっては、障害や障害のある人についての理解と関心を高め、ていくとともに、行政はもとより、障害のある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

(2) 全庁的な推進体制の整備

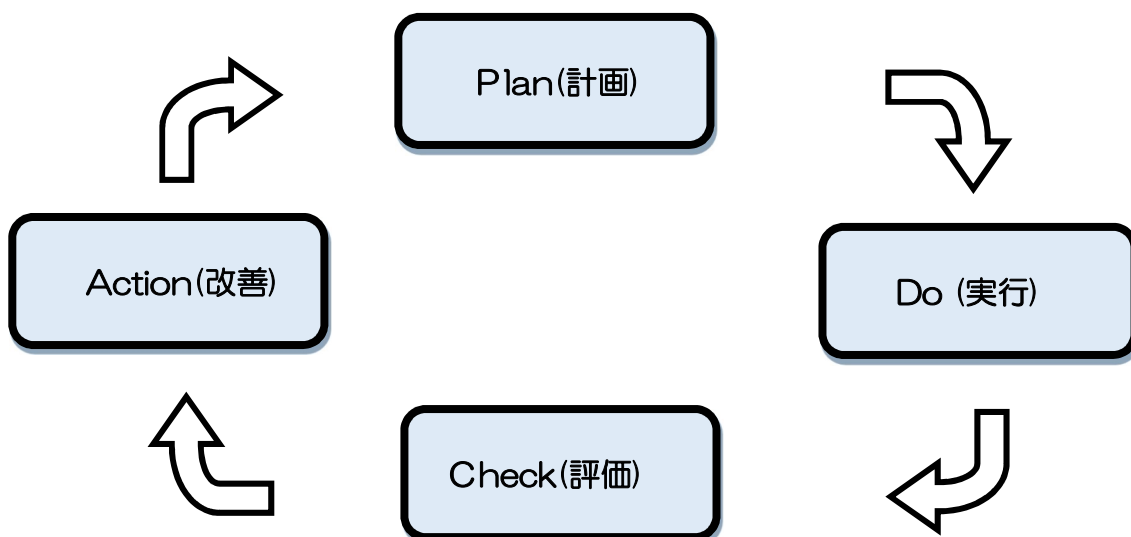
計画の着実な推進を図るため、保健福祉部福祉課を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連する部署の連携を一層強化してまいります。

(3) 計画の進行管理及び点検・評価

本計画の進行管理については、下図に示すPDCAサイクルを用います。

三浦市障害者福祉計画推進懇談会において、本計画の推進に関する必要な事項の検討や進行管理・評価を行います。

●PDCAサイクル



(このページは、空白です)

資 料 編

三浦市告示甲第28号

三浦市障害者福祉計画推進懇談会に関する要綱を次のように定める。

平成23年6月30日

三浦市長 吉田英男

三浦市障害者福祉計画推進懇談会に関する要綱

(開催)

第1条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく三浦市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく三浦市障害福祉計画に係る三浦市障害者福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な検討を行うため、三浦市障害者福祉計画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に基づく措置の実施に関すること。
- (3) その他計画の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会の構成員は、知識経験のある者、社会福祉関係者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者とする。

- 2 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第4条 懇談会は、必要に応じて懇談会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、障害福祉事務主管課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が構成員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。

(三浦市障害者福祉計画推進委員会設置要綱の廃止)

2 三浦市障害者福祉計画推進委員会設置要綱(平成20年三浦市告示第129号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に廃止前の三浦市障害者福祉計画推進委員会設置要綱の規定に基づき三浦市障害者福祉計画推進委員会の委員となっている者は、この告示による懇談会の構成員とみなす。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三浦市障害者福祉計画推進懇談会構成員名簿（令和6年3月策定時）

構 成 員 名		団 体 等
座長	岸 川 学	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 講師
執行 代理者	鈴 木 隆 太	医療法人財団 青山会 こころの相談支援センター チームブルー
	秋 元 孝 誠	社会福祉法人 横須賀市社会福祉事業団 よこすか障害者就業・生活支援センター 施設長
	飯 嶋 和 子	三浦市手をつなぐ育成会 会長
	内 山 テ ル	三浦地域精神衛生家族会 会長
	相 澤 公 代	三浦市身体障害者福祉協会 会長
	近 藤 勝 利	社会福祉法人 三育福祉会 身体障害者療護施設 シャローム浦上台 施設長
	石 崎 洋 美	横須賀三浦地区障害者地域作業所連絡協議会 役員
	山 中 貴 代	社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会 相談支援事業所 エール
	高 柳 慶 枝	特定非営利活動法人三浦市介護サービスセンター 相談支援事業所 ビリーブ
	中 込 昌 也	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 三崎センター 保健予防課長

三浦市障害者福祉計画推進懇談会経過（令和6年3月策定時）

■第1回

- 1 開催日時 2023（令和5）年7月20日（木）
14時30分～16時00分
- 2 開催場所 三浦市市民交流センター研修室
- 3 出席委員 構成員11名中 9名出席
- 4 内 容 （1）障害のある人の現状について
（2）三浦市障害者福祉計画（素案）について
（3）今後のスケジュールについて

■第2回

- 1 開催日時 2024（令和6）年1月30日（火）
15時00分～16時30分
- 2 開催場所 三浦市市民交流センター研修室
- 3 出席委員 構成員11名 名出席
- 4 内 容 （1）パブリックコメントの結果について
（2）三浦市障害者福祉計画（案）について

パブリックコメントの実施結果（令和6年3月策定時）

三浦市障害者福祉計画（案）に対するパブリックコメント（意見募集）の実施結果は、次のとおりです。

- 1 募集期間 2023（令和5）年12月18日（月）から2024（令和6）年1月19日（金）まで
- 2 提出先 三浦市保健福祉部福祉課障害福祉グループ
- 3 提出方法 任意の書式により、氏名、住所を記入（差し支えない場合は、年齢、性別、障害の有無を記入）の上、下記のいずれかの方法で提出。
 - ①郵送（持参可） 〒238-0298
三浦市城山町1-1
三浦市保健福祉部福祉課障害福祉グループ
 - ②ファックス 881-0148
 - ③E-mail hoken0101@city.miura.kanagawa.jp
- 4 意見の募集結果

三浦市障害者福祉計画（案）についてパブリックコメントを行った結果、1人から2件の意見の提出がありました。提出方法及び意見内容の概要は以下のとおりです。

いただいたご意見	市としての考え方
第6章「見込量」（6）地域生活支援事業の見込量の理解促進・研修啓発事業について、令和4年度、令和5年度に差別解消法部会が取り組んできた研修は、まさに障害者や障害特性について理解をしていただくための研修と考えています。 研修に取り組んでいるという事実を知っていただくためにも、予算措置はありませんが、目標や実績として記載していただきたいと思えます。	いただいたご意見を基に令和5年度の実績見込み及び令和6年度以降の目標値を修正しました。

三浦市障害者福祉計画

2024（令和6）年3月発行

発行者 三浦市

編集 福祉課障害福祉グループ

〒238-0298

三浦市城山町1番1号

TEL 046-882-1111（代表）

FAX 046-881-0148